介護予防・日常生活支援総合事業に関する
お問い合わせ・ご相談は
お住まいの地域包括支援センター(高齢者総合相談センター)へ

西岐波・常盤

東部第2高齢者総合相談センター
大字西岐波229番地105
(宇部あかり園内)
☎ (0836)39-6151
FAX(0836)39-6502

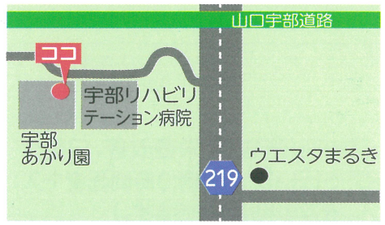

西宇部・厚南

西部第1高齢者総合相談センター
大字際波287番地1
(宇部西在宅総合支援センター内)
☎ (0836)45-3969
FAX(0836)45-1224

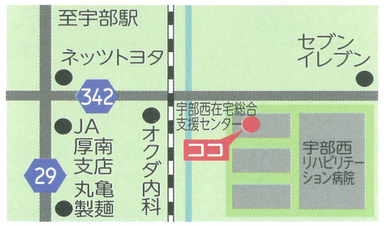

黒石・原

西部第2高齢者総合相談センター
大字妻崎開作470番地3
(寿光園内)
☎ (0836)43-9307
FAX(0836)43-9308

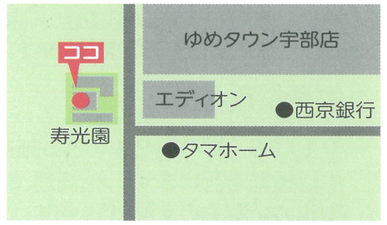

東岐波・川上

東部第1高齢者総合相談センター
大字東岐波4940番地1
(日の山園向陽デイサービスセンター内)
☎ (0836)39-6971
FAX(0836)39-6972

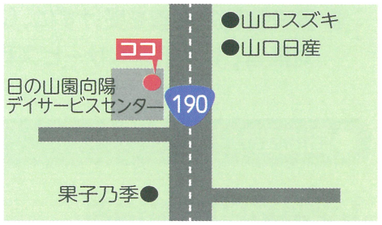

上宇部・小羽山

中部第1高齢者総合相談センター
中村二丁目7番15号
(むべの里博愛園隣)
☎ (0836)43-9551
FAX(0836)35-9206

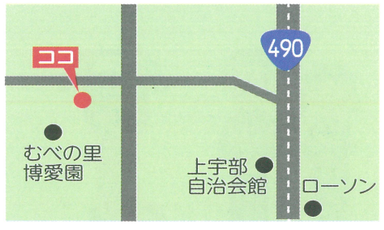

新川・鵜の島・藤山

中部第2高齢者総合相談センター
若松町8番3号
(太陽ビル内)
☎ (0836)39-6131
FAX(0836)39-8134

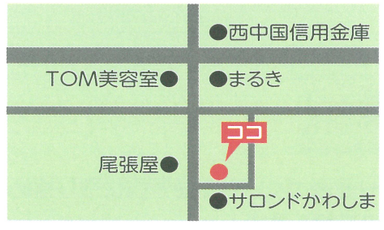

厚東・二俣瀬・小野

北部東高齢者総合相談センター
大字木田40番地221
(アスワン山荘内)
☎ (0836)62-5858
FAX(0836)62-5959

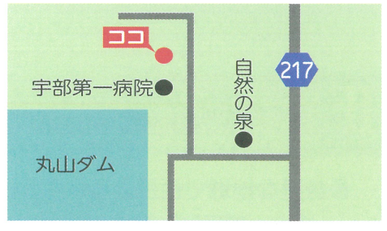

船木・万倉・吉部

北部西高齢者総合相談センター
大字船木833番地3
(楠園内)
☎ (0836)67-0506
FAX(0836)67-1413

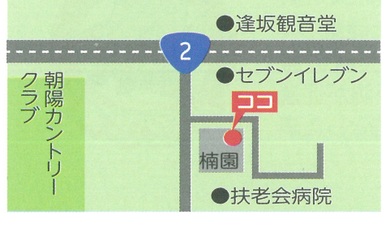

恩田・岬

南部第1高齢者総合相談センター
東芝中町4番45号
(柏ビル内)
☎ (0836)38-8551
FAX(0836)38-8552

見初・神原・琴芝

南部第2高齢者総合相談センター
寿町三丁目2番26号
(安心ライフことしば内)
☎ (0836)38-3220
FAX(0836)38-3221

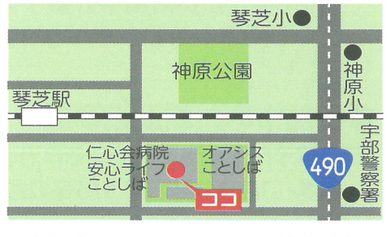

環境に配慮し、古紙配合の再生紙を使用しています。 令和3年3月作成

65歳以上のみなさんへ

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

詳しく解説 「介護予防・日常生活支援総合事業」って何?

介護や生活支援を必要とする高齢者や、高齢者のみの世帯が増える中、生活の継続に必要な買い物や掃除の支援、高齢者が生きがいを持って参加できる活動が、これまで以上に必要になってきました。このため市では、従来のホームヘルプサービスやデイサービスに加えて、地域の実情に応じて、住民等の主体が参画し、多様な担い手による高齢者の支援体制作りを推進しています。
自分らしく地域で暮らし続けるためには、一人ひとりができる限り介護予防に努めるとともに、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することが大切です。また、役割を担うことは介護予防にもつながります。この総合事業を利用し、自立した生活を続けられるよう努めていきましょう。

自分に合ったサービスを選ぶ ▶ サービスを利用する ▶ 自立して自分らしく生活する

宇 部 市

「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して自立した生活を続けましょう。

例えば
こんなお悩み
ありませんか？

ご近所さんと
お話がしたい

健康な身体
づくりがしたい

身体の調子が悪くて
身の周りのことができない

ご利用までの流れ

65歳以上のみなさん

まずは
窓口でご相談
ください

宇部市高齢者総合支援課 または お住まいの地区の地域包括支援センターに相談します
（原則としてサービス利用者本人が手続きを行います）

要介護認定を受けます

基本チェックリストを受けます
※生活状況などについての簡易な質問票

要介護
1～5の人

要支援
1・2の人

非該当の人

事業対象者
（生活機能の低下がみられた人）

自立した生活が
送れる人

介護保険の
介護サービスが
利用できます

介護保険の介護予防
サービスが利用できます
※介護保険のサービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方を利用できますが、内容が重複するサービスは利用できません。

介護予防ケアマネジメント
お住まいの地区の地域包括支援センターで、本人や家族と話し合い、ケアプランを作成します。

Ⅰ 要介護認定で要支援1・2の判定を受けた人
基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人
介護予防・生活支援サービス事業
が利用できます（右ページ上）

Ⅱ 65歳以上のすべての人
一般介護予防事業
が利用できます（右ページ下）

「介護予防・日常生活支援総合事業」は**Ⅰ**と**Ⅱ**の2つがあります

Ⅰ 介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防のさまざまな要望に対応するため、これまでのサービス事業所によるサービスに加え、住民主体の支援等、多様なサービスを行います。
- 要介護認定審査を受けずに、「基本チェックリスト※」を行うことにより、該当した人は事業対象者として迅速なサービス利用が可能になりました。※生活状況などについての簡易な質問票

●訪問型サービス

①予防給付型（現行相当）
ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。（例：認知機能や身体機能の低下のため日常生活に支障がある人などが利用できます。）

②生活維持型
ホームヘルパーが居宅を訪問し、生活援助を行います。（例：調理、掃除、ゴミの分別やゴミ出しなどを行います。）

③生活補助型
シルバー人材センターなどの職員が居宅を訪問し、生活援助を行います。（例：調理、掃除、ゴミの分別やゴミ出しなど単独の支援を行います。）

●通所型サービス

①予防給付型（現行相当）
通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。（例：生活機能向上のための機能訓練）

②生活維持型
通所介護施設で、閉じこもり予防や自立支援に向けた支援を行います。（例：3時間以上で入浴や食事、送迎の利用ができます。）

③短時間型
通所介護施設で、目的別（運動器、栄養改善、口腔ケア）の支援を短時間で行います。（例：3時間程度で入浴、食事はありません。送迎の利用ができます。）

④地域ふれあい型
地域住民やボランティアが主体となり、健康増進または介護予防を主な目的として活動する場を提供します。

●生活支援サービス

○配食サービス
栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者の見守り配食等を行います。

Ⅱ 一般介護予防事業

- 身近な地域で住民自らが主体となり健康づくりや介護予防に取り組めるグループ活動を継続実施できるよう支援します。
- 運動器・口腔器、認知症予防等の介護予防活動に各専門職を派遣します。

●宇部市ご近所福祉サロン
（おでかけ型、元気づくり型）
身近な地域で、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集い、生きがい対策や介護予防などを主目的に様々な交流や活動を行う地域福祉活動の拠点です。

●宇部市専門職派遣事業
介護予防活動を行っている自治会やサロン等に、運動器・口腔器、認知症予防等の各専門職を派遣します。

●宇部市はつらつ健幸ポイント

活動量計・スマートフォンアプリを使って、「歩くこと」「測ること」を中心に、一人ひとりが継続した健康づくりに取り組み、健康の維持・増進や介護予防が促進されることを目的とした事業です。